

3-2 社会的状況

3-2-1 人口の状況

本市及び周辺の船橋市、東京都江戸川区（以下、「周辺地域」という）の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3-2.1 及び表 3-2.2 に示すとおりである。

本市の人口は増加の傾向にあり、平成 19 年からの 10 年間で約 2.0 万人増加している。また、周辺地域の人口についても増加の傾向にある。

表 3-2.1 人口及び世帯数等の状況

市・区	項目	人口	世帯数	人口密度
		人	世帯	人/km ²
市川市		490,052	236,988	8,530.1
船橋市		632,241	282,497	7,384.3
東京都江戸川区		695,366	338,263	14,165.1

注 1 平成 30 年 1 月 1 日現在

注 2 出典のデータを基に作成した。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成 30 年）」（千葉県ホームページ）

「町丁目別世帯と人口・年齢別人口報告（平成 29 年度）」（江戸川区ホームページ）

「平成 29 年千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）」（千葉県ホームページ）

表 3-2.2 人口の推移

単位：人

年	項目	人口		
		市川市	船橋市	東京都江戸川区
平成19年		470,074	584,215	669,469
平成20年		473,064	591,720	673,468
平成21年		475,751	600,025	677,149
平成22年		473,919	609,040	680,483
平成23年		471,694	610,434	679,576
平成24年		469,224	611,799	675,798
平成25年		469,523	614,657	676,271
平成26年		472,338	619,214	680,013
平成27年		481,732	622,890	685,580
平成28年		486,017	627,073	691,174
平成29年		489,696	631,973	695,403

注 各年 10 月 1 日現在

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成 19 年～29 年）」（千葉県ホームページ）

「町丁目別世帯と人口・年齢別人口報告（平成 19 年～29 年度）」（江戸川区ホームページ）

3-2-2 産業の状況

本市及び周辺地域の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2.3 に示すとおりである。

本市では、事業所数が 7,195 事業所、従業者数が 90,464 人となっている。業種別にみると、卸売業、小売業が事業所数で 27.9%、従業者数で 24.8%と最も多くなっている。

表 3-2.3 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類		市川市		船橋市		東京都江戸川区	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
農林漁業	総数	9	59	24	159	12	209
	構成比 (%)	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
工業、採石業、 砂利採取業	総数	－	－	－	－	－	－
	構成比 (%)	－	－	－	－	－	－
建設業	総数	842	7,278	1,166	11,048	1,743	14,470
	構成比 (%)	11.7	8.0	11.4	7.2	14.0	10.5
製造業	総数	479	9,441	588	19,253	1,809	15,768
	構成比 (%)	6.7	10.4	5.8	12.6	14.6	11.4
電気・ガス・熱供給 ・水道業	総数	3	743	9	604	6	144
	構成比 (%)	0.0	0.8	0.1	0.4	0.0	0.1
情報通信業	総数	108	946	150	2,337	128	2,807
	構成比 (%)	1.5	1.0	1.5	1.5	1.0	2.0
運輸業、郵便業	総数	380	13,364	399	15,329	594	16,421
	構成比 (%)	5.3	14.8	3.9	10.0	4.8	11.9
卸売業、小売業	総数	2,010	22,479	3,083	37,881	3,328	35,447
	構成比 (%)	27.9	24.8	30.2	24.7	26.8	25.6
金融業、保険業	総数	118	1,807	230	4,520	160	2,597
	構成比 (%)	1.6	2.0	2.3	2.9	1.3	1.9
不動産業、物品賃貸業	総数	833	4,149	958	6,701	1,166	6,161
	構成比 (%)	11.6	4.6	9.4	4.4	9.4	4.5
学術研究、 専門・技術サービス	総数	204	1,440	353	2,504	296	2,203
	構成比 (%)	2.8	1.6	3.5	1.6	2.4	1.6
宿泊業、 飲食サービス業	総数	778	9,836	1,182	18,833	1066	14,581
	構成比 (%)	10.8	10.9	11.6	12.3	8.6	10.5
生活関連サービス業、 娯楽業	総数	520	4,416	709	6,263	649	5,929
	構成比 (%)	7.2	4.9	6.9	4.1	5.2	4.3
教育、学習支援業	総数	204	2,406	292	3,318	249	2,724
	構成比 (%)	2.8	2.7	2.9	2.2	2.0	2.0
医療、福祉	総数	288	3,864	411	5,715	475	6,539
	構成比 (%)	4.0	4.3	4.0	3.7	3.8	4.7
複合サービス事業	総数	36	250	44	887	55	1,084
	構成比 (%)	0.5	0.3	0.4	0.6	0.4	0.8
サービス業（他に分類さ れないもの）	総数	383	7,986	613	17,933	680	11,336
	構成比 (%)	5.3	8.8	6.0	11.7	5.5	8.2
合計	総数	7,195	90,464	10,211	153,285	12,416	138,420
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注 1 構成比は出典のデータを基に作成した。

注 2 構成比は小数第二位を四捨五入した数値を記載しているため、表中の数値を合計しても 100.0 とならないことがある。

出典：「平成 28 年 経済センサス活動調査」（総務省ホームページ）

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

本市及び周辺地域の地目別面積は表 3-2.4 に、土地利用現況図は図 3-2.1 に示すとおりである。

本市では、宅地の割合が 49.3%と最も多くなっており、次いで雑種地が 10.9%、畑が 9.5%となっている。

対象事業実施区域の土地利用現況は、主に工場となっている。また、対象事業実施区域周辺の土地利用現況は、民間の工場や倉庫が多く存在しているほか、東側は東京外かく環状道路（以下、「外環道」という）などの道路が存在している。

表 3-2.4 地目別面積

市・項目 \ 地目		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
市川市	面積 (1,000m ²)	1,236	5,332	27,781	423	1,227	—	76	6,164	14,152	56,390
	構成比 (%)	2.2	9.5	49.3	0.8	2.2	—	0.1	10.9	25.1	100.0
船橋市	面積 (1,000m ²)	2,414	10,563	41,049	2	3,089	22	23	10,164	18,293	85,620
	構成比 (%)	2.8	12.3	47.9	0.0	3.6	0.0	0.0	11.9	21.4	100.0
東京都 江戸川区	面積 (1,000m ²)	0.4	482.0	23,325.1	8.4	—	—	—	265.6	8.4	24,090
	構成比 (%)	0.0	2.0	96.8	0.0	—	—	—	1.1	0.0	100.0

注 1 平成 28 年 1 月 1 日現在

注 2 構成比は出典のデータを基に作成した。

注 3 構成比は小数第二位を四捨五入した数値を記載しているため、表中の数値を合計しても 100.0 とならないことがある。

出典：「千葉県統計年鑑（平成 28 年）」（千葉県ホームページ）

「東京都統計年鑑 平成 27 年」（東京都ホームページ）



図 3-2.1 土地利用現況図

2. 都市計画の状況

本市及び周辺地域の都市計画（用途地域）の指定状況は、表 3-2.5 に示すとおりである。また、対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図 3-2.2 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は市街化調整区域となっている。

表 3-2.5 都市計画（用途地域）の指定状況

市				市川市	船橋市	東京都江戸川区
区分						
都市計画区域	市街化区域	第1種低層住居専用地域	面積 (ha)	1,408	1,772	71
			構成比 (%)	25.0	20.7	1.4
		第2種低層住居専用地域	面積 (ha)	28	—	—
			構成比 (%)	0.5	—	—
		第1種中高層住居専用地域	面積 (ha)	503	1,270	1,280
			構成比 (%)	8.9	14.8	26.1
		第2種中高層住居専用地域	面積 (ha)	206	10	57
			構成比 (%)	3.7	0.1	1.2
		第1種住居地域	面積 (ha)	889	959	1,543
			構成比 (%)	15.8	11.2	31.4
		第2種住居地域	面積 (ha)	28	188	—
			構成比 (%)	0.5	2.2	—
		準住居地域	面積 (ha)	—	66	—
			構成比 (%)	—	0.8	—
		近隣商業地域	面積 (ha)	117	88	293
			構成比 (%)	2.1	1.0	6.0
		商業地域	面積 (ha)	69	285	152
			構成比 (%)	1.2	3.3	3.1
		準工業地域	面積 (ha)	125	317	662
			構成比 (%)	2.2	3.7	13.5
		工業地域	面積 (ha)	216	206	117
			構成比 (%)	3.8	2.4	2.4
		工業専用地域	面積 (ha)	395	348	—
			構成比 (%)	7.0	4.1	—
		無指定	面積 (ha)	—	—	734
			構成比 (%)	—	—	15.0
		合計	面積 (ha)	3,984	5,509	4,909
			構成比 (%)	70.7	64.3	100.0
	市街化調整区域		面積 (ha)	1,655	3,053	—
			構成比 (%)	29.3	35.7	—
	合計		面積 (ha)	5,639	8,562	4,909
			構成比 (%)	100.0	100.0	100.0

注 1 市川市及び船橋市については平成 27 年 3 月 31 日現在、東京都江戸川区については平成 28 年 4 月 1 日現在

注 2 構成比は出典のデータを基に作成した。

出典：「用途地域（線引きを行っている市町村）」（千葉県ホームページ）

「市川市公共施設白書（平成 27 年 3 月）」（市川市ホームページ）

「平成 28 年 統計江戸川」（江戸川区ホームページ）



図 3-2.2 都市計画図

3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

本市及び船橋市の上水道の普及状況は、表 3-2.6 に示すとおりである。

本市の上水道普及率は 98.7%となっており、水源は江戸川、利根川及び印旛沼である。

表 3-2.6 水道の普及状況（平成 27 年度）

項目	行政区域内 総人口 ①	現在給水人口			普及率 ②/①×100
		総数 ②	上水道	専用水道	
市	人	人	人	人	%
市川市	487,991	481,558	481,518	40	98.7
船橋市	629,065	621,154	617,614	3,540	98.7

出典：「平成 28 年度 千葉県の上水道」（千葉県ホームページ）

2. 河川及び海域の利用状況

対象事業実施区域周辺の河川及び海域における漁業権の設定状況は、表 3-2.7 及び図 3-2.3 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の海域は、本市から袖ヶ浦市まで広がる千葉港のうちの葛南港区となっており、主に金属機械工業品（鉄鋼・輸送機器・非鉄金属）や化学工業品（石油製品・化学薬品等）などの貨物が取り扱われている。

河川においては、江戸川において漁業権が設定されている。

表 3-2.7 漁業権の設定状況

区分	免許番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称及び漁業時期
海面						
共同 漁業権	共第1号	第1種	市川市	H25. 9. 1から H35. 8. 31まで	市川市塩浜地先	おごのり、もがい、かき、は まぐり、あさり、ばかがい、 しおふき、ほんびのすがい、 えむし (1/1～12/31)
		第2種				雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
区画 漁業権	区第1号	第1種	市川市	H30. 9. 1から H35. 8. 31まで	市川市塩浜地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	区第2号	第1種	市川市	H30. 9. 1から H35. 8. 31まで	市川市塩浜地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
短期 共同 漁業権	短共第1号	第1種	市川市	H30. 9. 1から H31. 8. 31まで	市川市塩浜地先	おごのり、もがい、はまぐり、 あさり、ばかがい、しおふき、 ほんびのすがい、えむし (1/1～12/31)
		第2種				雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
	短共第2号	第1種	船橋市	H30. 9. 1から H31. 8. 31まで	船橋市地先	おごのり、もがい、かき、は まぐり、あさり、ばかがい、 しおふき、ほんびのすがい、 えむし (1/1～12/31)
		第2種				雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
	短共第3号	第1種	船橋市	H30. 9. 1から H31. 8. 31まで	船橋市地先	おごのり、もがい、かき、は まぐり、あさり、ばかがい、 しおふき、ほんびのすがい、 えむし (1/1～12/31)
		第2種				雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)
短期 区画 漁業権	短区第1号	第1種	市川市	H30. 8. 20から H31. 4. 30まで	市川市塩浜地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第2号	第1種	市川市	H30. 8. 20から H31. 4. 30まで	市川市塩浜地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第3号	第1種	市川市	H30. 8. 20から H31. 4. 30まで	市川市本行徳地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第4号	第1種	市川市	H30. 8. 20から H30. 12. 31まで	市川市本行徳地先	のり養殖 (8/20～12/31)
	短区第5号	第1種	市川市	H30. 8. 20から H30. 12. 31まで	市川市 高谷新町地先	のり養殖 (8/20～12/31)
	短区第6号	第1種	市川市	H30. 8. 20から H30. 12. 31まで	市川市 高谷新町地先	のり養殖 (8/20～12/31)
	短区第7号	第1種	船橋市	H30. 8. 20から H31. 4. 30まで	船橋市地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第8号	第1種	船橋市	H30. 8. 20から H31. 4. 30まで	船橋市地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
	短区第9号	第1種	市川市	H30. 8. 20から H31. 4. 30まで	浦安市日の出及び 明海地先	のり養殖 (8/20～翌4/30)
内水面						
東京都 知事 免許	内共第11号 (江戸川)	第1種	東京東部 埼玉東部 市川市 松戸市	H25. 9. 1から H35. 8. 31まで	江戸川区及び葛飾区 の各地先 埼玉県三郷市、吉川 市、北葛飾郡松伏町、 同郡杉戸町、春日部 市及び幸手市の各地 先 千葉県浦安市、市川	しじみ えむし (1/1～12/31)
		第5種				こい ふな うなぎ (1/1～12/31)

					市、松戸市、流山市 及び野田市の各地先 茨城県猿島郡五霞町 地先 (江戸川及びその支 派川)	
--	--	--	--	--	---	--

注 存続期間については、千葉県農林水産部水産局へのヒアリングにより、表中の期間で更新されていることを確認した。
出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成 31 年 1 月、千葉県農林水産部水産局）

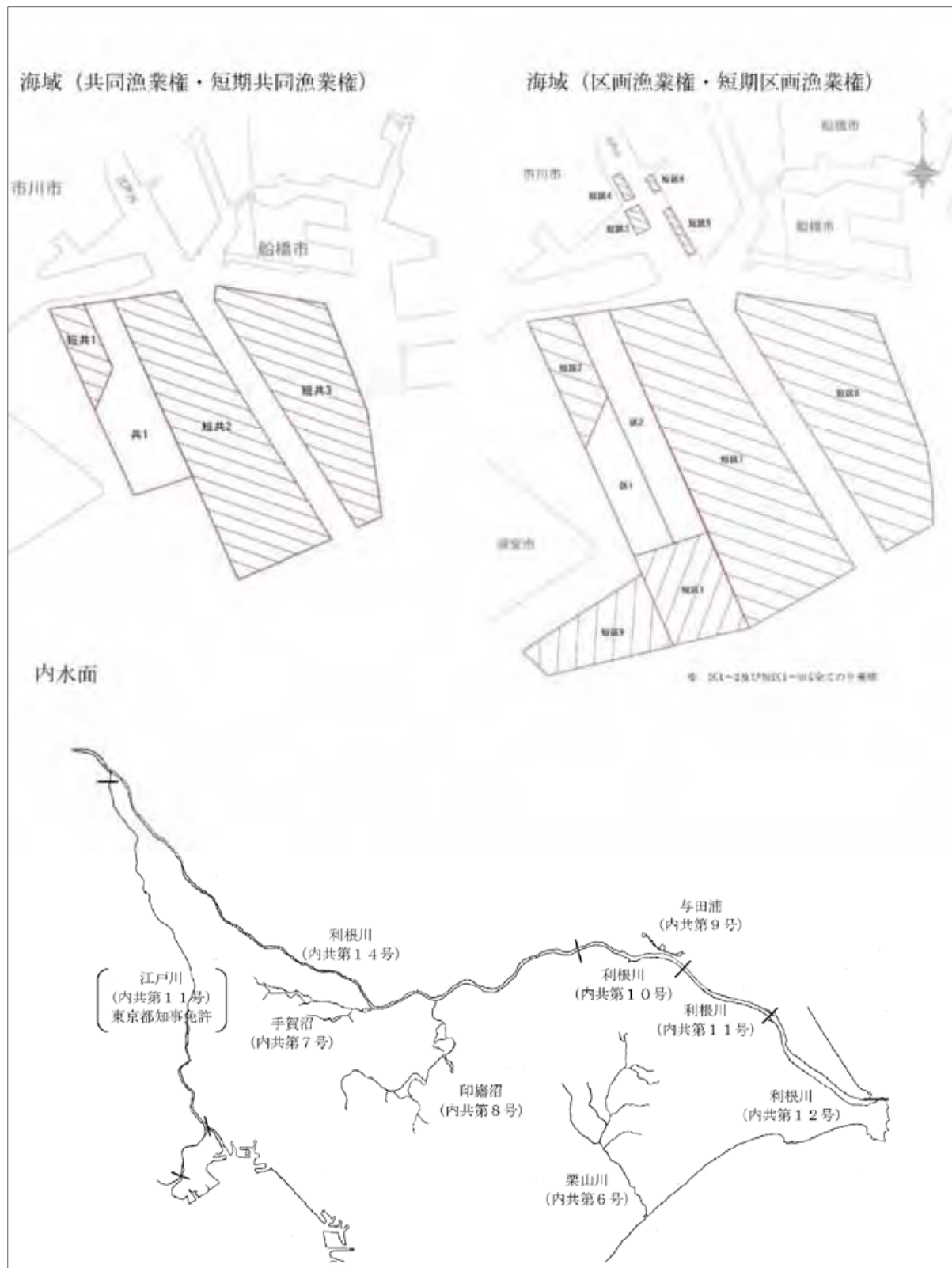


図 3-2.3 漁業権漁場の位置

出典：「千葉県における漁業権の概要」（平成 25 年 9 月、千葉県農林水産部水産局）

3. 地下水の利用状況

現在、市全域が工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、千葉県環境保全条例及び市川市環境保全条例の規制指定地域となっている。

本市及び船橋市の千葉県環境保全条例に該当する井戸について、平成 28 年の地下水揚水量と稼働井戸本数は、表 3-2.8 に示すとおりである。また、市内の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移は、表 3-2.9 に示すとおりである。

市内の平成 28 年における稼働井戸本数は 2 本であり、地下水の揚水量は 71m³/日である。

表 3-2.8 地下水揚水量と稼働井戸本数（平成 28 年）

項目 市	地下水揚水量						稼働 井戸本数
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	
	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	本
市川市	0	0	0	71	0	71	2
船橋市	413	1	6,000	5,957	0	12,371	60

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

表 3-2.9 市川市の地下水揚水量と稼働井戸本数の推移

項目 年	地下水揚水量						稼働 井戸本数
	工業用	ビル用	水道用	農業用	その他	計	
	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	本
平成24年	0	0	0	117	0	117	3
平成25年	0	0	0	106	0	106	2
平成26年	0	0	0	67	0	67	3
平成27年	0	0	0	66	0	66	4
平成28年	0	0	0	71	0	71	2

出典：「地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

3-2-5 交通の状況

1. 道路交通

対象事業実施区域周辺の主要な道路の状況は、図 3-2.4 に示すとおりである。また、平成 27 年度における交通量調査結果は、表 3-2.10 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の高速道路として東関東自動車道があり、また、平成 30 年 6 月に外環道が供用された。その他の主要道路としては一般国道 14 号（京葉道路及び千葉街道）、一般国道 357 号などがあげられる。

平成 27 年度の調査結果をみると、最寄りの調査地点である一般国道 357 号（市川市原木 25626-35 地先）では、12 時間交通量は 61,406 台、大型車混入率は 45.0%となっている。また、最も交通量の多い一般国道 14 号（京葉道路）の千葉県市川市大和田（東京都境）では、12 時間交通量は 76,526 台、大型車混入率は 20.6%となっている。

表 3-2.10 交通量調査結果（平日）

路線名	観測地点	昼間12時間自動車類交通量 交通量上下合計			24時間自動車類交通量 交通量上下合計			昼間12時間大型車 混入率
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
		台	台	台	台	台	台	
高速湾岸線	浦安出入口～ 千鳥町出入口	56,665	22,077	78,742	78,862	34,751	113,613	28.0
	千鳥町出入口～ 東関道出入口	44,745	17,328	62,073	61,587	26,602	88,189	27.9
東関東自動車道	千葉県市川市高谷 (市川 J C T)	43,715	20,010	63,725	61,119	30,673	91,792	31.4
	千葉県市川市二俣 (湾岸市川 I C)	53,260	25,625	78,885	73,665	37,749	111,414	32.5
一般国道14号 (千葉街道)	市川市 高石神33-16	6,391	871	7,262	8,355	1,231	9,586	12.0
	船橋市海神 6-30	8,471	1,401	9,872	11,342	1,985	13,327	14.2
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 大和田 (東京都境)	60,755	15,771	76,526	92,210	22,275	114,485	20.6
	千葉県市川市 大和田 (市川 I C)	55,022	13,625	68,647	81,822	19,425	101,247	19.8
	千葉県市川市 原木 (原木 I C)	58,013	14,583	72,596	84,808	20,712	105,520	20.1
	千葉県船橋市 海神町南 (船橋 I C)	52,403	13,518	65,921	76,522	19,111	95,633	20.5
一般国道357号	千葉県市川市 塩浜4-9-1地先	24,944	19,934	44,878	43,176	29,078	72,254	44.4
	市川市原木 25626-35地先	33,787	27,619	61,406	56,731	37,220	93,951	45.0
市川印西線	船橋市藤原 3-2-1	9,043	1,774	10,817	11,978	2,300	14,278	16.4
市川浦安線	市川市香取 2-1-16	12,931	2,521	15,452	17,520	3,495	21,015	16.3
	市川市新井 2丁目21-12	11,839	1,676	13,515	15,784	2,461	18,245	12.4
船橋停車場線	船橋市本町 1-6-1	5,509	991	6,500	7,222	1,293	8,515	15.2
江戸川堤防線	江戸川区 篠崎町1-95	7,085	1,946	9,031	9,536	2,385	11,921	21.5
若宮西船市川線	市川市鬼高 3-27	10,805	934	11,739	15,123	1,455	16,578	8.0
松戸原木線	船橋市西船 6-8	11,089	4,881	15,970	19,181	7,572	26,753	30.6
	船橋市本郷町 696	16,351	5,895	22,246	27,696	9,677	37,373	26.5
船橋行徳線	市川市二保 2丁目2-1	4,323	601	4,924	5,506	797	6,303	12.2
	市川市高谷 1-8-1	3,640	395	4,035	4,570	554	5,124	9.8
船橋埠頭線	船橋市湊町 3-19-12	5,361	1,500	6,861	7,058	1,793	8,851	21.9

注 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値。

出典：「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成 29 年 9 月、国土交通省道路局）



図 3-2.4 主要な道路の状況

2. 鉄道

対象事業実施区域周辺の鉄道の状況は、図 3-2.5 に示すとおりである。また、駅別の平均乗車人員は、表 3-2.11 に示すとおりである。

対象事業実施区域の最寄駅として、京葉線の二俣新町駅があげられる。平成 27 年度の二俣新町駅の平均乗車人員は、4,897 人/日となっている。

表 3-2.11 駅別平均乗車人員

単位：人/日

路線	駅名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
東日本旅客鉄道 総武本線	市川	58,331	58,522	59,153	58,577	59,909
	本八幡	56,644	57,348	58,274	57,988	58,835
	下総中山	22,885	22,710	22,854	22,389	22,902
	西船橋	125,276	126,834	130,814	131,895	134,362
	船橋	133,774	134,366	136,575	135,322	137,173
東日本旅客鉄道 京葉線	新浦安	53,655	54,516	55,165	53,858	54,956
	市川塩浜	6,377	6,569	7,079	7,185	7,546
	二俣新町	4,830	4,812	4,990	5,092	4,897
東京メトロ東西線	西船橋	134,620	136,190	138,655	139,275	141,814
	行徳	25,960	26,056	26,879	27,013	27,614
	妙典	22,565	22,685	23,306	23,620	24,369
	原木中山	11,557	11,923	12,323	12,530	12,872
京成電鉄京成本線	菅野	1,995	2,054	2,068	2,034	2,078
	京成八幡	14,950	15,422	15,871	15,957	16,447
	鬼越	2,357	2,379	2,426	2,485	2,549
	京成中山	1,758	1,801	1,825	1,806	1,874
	東中山	3,464	3,469	3,470	3,327	3,406
	京成西船	4,378	4,563	4,730	4,861	4,965
	海神	2,270	2,327	2,366	2,400	2,493
	京成船橋	45,492	46,002	46,542	46,000	46,673
都営地下鉄新宿線	篠崎	12,037	12,504	12,986	13,227	13,757
	本八幡	33,583	34,194	34,820	35,171	36,225
東武鉄道 東武野田線	塚田	7,003	7,052	7,167	7,196	7,445
	新船橋	2,222	4,987	5,877	6,093	6,392
	船橋	53,368	55,257	56,450	55,659	56,316
東葉高速鉄道 東葉高速線	西船橋	52,004	52,571	53,887	54,699	56,373
	東海神	2,904	3,131	3,494	3,636	3,790

出典：「千葉県統計年鑑（平成 24 年～28 年）」（千葉県ホームページ）

「東京都統計年鑑（平成 23 年～27 年）」（東京都ホームページ）



図 3-2.5 鉄道の状況

3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な 施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3-2. 12 (1) ～ (3) 及び図 3-2. 6 (1) (2) に示すとおりである。対象事業実施区域に最寄りの施設としては、教育施設は北側約 600m に位置する千葉県立市川南高等学校、医療・福祉施設は北側約 500m に位置するホワイト市川がある。

住宅の配置の概況については、図 3-2. 7 に示すとおりである。対象事業実施区域周辺に住宅地が集合した地区はなく、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、北側の高谷 3 丁目地区、江戸川を挟んで北西側の塩焼地区、妙典地区などとなっている。

表 3-2.12 (1) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設

区分	市町村	No.	施設名	住 所	区分	市町村	No.	施設名	住 所	
幼稚園	市川市	1	アイリス幼稚園	北方 2-29-9	小学校	市川市	20	富貴島小学校	八幡 6-10-11	
	市川市	2	ソフィア幼稚園	稲荷木 3-22-5		市川市	21	行徳小学校	富浜 1-1-40	
	市川市	3	塩焼幼稚園	塩焼 5-9-1		市川市	22	平田小学校	平田 3-28-1	
	市川市	4	塩浜幼稚園	塩浜 4-2-28-101		市川市	23	妙典小学校	妙典 2-14-2	
	市川市	5	鬼高幼稚園	鬼高 3-14-18		船橋市	24	葛飾小学校	印内 1-2-1	
	市川市	6	南行徳幼稚園	欠真間 1-6-15		船橋市	25	南本町小学校	栄町 1-7-1	
	市川市	7	原木幼稚園	原木 1-8-1		船橋市	26	海神小学校	海神 2-6-5	
	市川市	8	東浜幼稚園	行徳駅前 3-12-14		船橋市	27	西海神小学校	海神 5-19-36	
	市川市	9	新浜幼稚園	行徳駅前 4-5-2		船橋市	28	海神南小学校	海神町南 1-1510	
	市川市	10	信篤幼稚園	高谷 1-8-1		船橋市	29	行田東小学校	行田 2-4-1	
	市川市	11	若宮幼稚園	若宮 3-53-4		船橋市	30	行田西小学校	行田 3-4-1	
	市川市	12	共立幼稚園	新田 4-15-27		船橋市	31	法典西小学校	上山町 1-111-5	
	市川市	13	大洲幼稚園	大洲 4-3-12		船橋市	32	塚田小学校	前貝塚町 600	
	市川市	14	つくし幼稚園	大和田 3-3-3		船橋市	33	小栗原小学校	本中山 3-16-12	
	市川市	15	みどり幼稚園	中山 3-10-4		船橋市	34	湊町小学校	湊町 1-16-5	
	市川市	16	白菊幼稚園	南八幡 3-15-1		江戸川区	35	江戸川小学校	江戸川 1-37	
	市川市	17	市川聖マリヤ幼稚園	八幡 3-19-12		江戸川区	36	下鎌田東小学校	江戸川 2-21	
	市川市	18	市川学園幼稚園	八幡 5-1-10		江戸川区	37	篠崎小学校	篠崎町 3-2-18	
	市川市	19	富貴島幼稚園	八幡 6-12-12		江戸川区	38	篠崎第四小学校	篠崎町 8-12-8	
	船橋市	20	船橋幼稚園	本町 3-36-32		江戸川区	39	篠崎第二小学校	上篠崎 1-3-1	
	船橋市	21	ひなぎく幼稚園	海神 4-29-10		江戸川区	40	篠崎第三小学校	東篠崎 1-1-16	
	船橋市	22	二葉幼稚園	海神 5-7-14		江戸川区	41	鎌田小学校	南篠崎町 2-45-18	
	船橋市	23	海神幼稚園	海神 6-18-34		江戸川区	42	南篠崎小学校	南篠崎町 4-27-5	
	船橋市	24	健伸行田幼稚園	行田 2-4-3	中学校	市川市	1	第六中学校	鬼高 3-16-1	
	船橋市	25	山野幼稚園	西船 2-10-7		市川市	2	高谷中学校	高谷 1627-4	
	船橋市	26	西船幼稚園	西船 2-32-25		市川市	3	大洲中学校	大洲 4-21-5	
	船橋市	27	葛飾幼稚園	西船 4-16-4		市川市	4	第八中学校	大和田 4-9-1	
	船橋市	28	清和幼稚園	前貝塚町 645		市川市	5	第四中学校	中山 1-11-1	
	船橋市	29	船橋ひかり幼稚園	二子町 498		市川市	6	南行徳中学校	南行徳 2-2-2	
	江戸川区	30	暁幼稚園	南篠崎町 4-20-22		市川市	7	福栄中学校	福栄 3-4-1	
	江戸川区	31	聖明幼稚園	江戸川 1-24		市川市	8	第七中学校	末広 1-1-48	
	江戸川区	32	篠崎若葉幼稚園	篠崎町 2-64-6		市川市	9	妙典中学校	妙典 5-22-1	
	江戸川区	33	浅間幼稚園	上篠崎 1-22-11		船橋市	10	葛飾中学校	印内 1-5-1	
	江戸川区	34	第二押上幼稚園	上篠崎 1-4-11		船橋市	11	船橋中学校	夏見 2-11-1	
小学校	市川市	1	稲荷木小学校	稲荷木 1-14-1	船橋市	12	海神中学校	海神 4-27-1		
	市川市	2	塩焼小学校	塩焼 5-9-8	船橋市	13	行田中学校	行田 3-6-1		
	市川市	3	塩浜学園	塩浜 4-5-1	船橋市	14	湊中学校	日の出 1-1-2		
	市川市	4	鬼高小学校	鬼高 2-13-5	江戸川区	15	篠崎第二中学校	下篠崎町 14-1		
	市川市	5	南行徳小学校	欠真間 1-6-38	江戸川区	16	篠崎中学校	篠崎町 5-12-19		
	市川市	6	信篤小学校	原木 2-16-1	江戸川区	17	瑞江第三中学校	東瑞江 1-38-33		
	市川市	7	幸小学校	幸 1-11-1	高等学校	江戸川区	1	篠崎高等学校	東篠崎 1-10-1	
	市川市	8	新浜小学校	行徳駅前 4-5-1		市川市	2	行徳高等学校	塩浜 4-1-1	
	市川市	9	若宮小学校	若宮 3-54-10		市川市	3	市川南高等学校	高谷 1509	
	市川市	10	宮田小学校	新田 4-8-15		市川市	4	不二女子高等学校	八幡 4-5-7	
	市川市	11	南新浜小学校	新浜 1-26-1		市川市	5	市川工業高等学校	平田 3-10-10	
	市川市	12	大洲小学校	大洲 4-18-1		船橋市	6	中山学園高等学校	本町 3-34-10	
	市川市	13	大和田小学校	大和田 1-1-3	大学	市川市	1	東京経営短期大学	二俣 625-1	
	市川市	14	鶴指小学校	大和田 4-11-1		その他	市川市	1	市川特別支援学校	原木 1862
	市川市	15	中山小学校	中山 1-1-5						
	市川市	16	福栄小学校	南行徳 2-2-1						
	市川市	17	富美浜小学校	南行徳 2-3-1						
	市川市	18	二俣小学校	二俣 678						
	市川市	19	八幡小学校	八幡 3-24-1						

注 国土数値情報（国土交通省国土政策局 GIS ホームページ）の福祉施設データ（平成 27 年度）及び学校データ（平成 25 年度）を基に作成した。

表 3-2.12 (2) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設

区分	市町村	No.	施設名	住 所	区分	市町村	No.	施設名	住 所
病院	市川市	1	行徳総合病院	本行徳 5525-2	保育園	市川市	1	平田保育園	平田 1-20-16
	市川市	2	安藤病院	行徳駅前 2-20-18		市川市	2	北方保育園	北方 1-12-1
	市川市	3	中山病院	中山 2-10-2		市川市	3	若宮保育園	若宮 3-7-6
	市川市	4	大村病院	南八幡 4-14-2		市川市	4	大洲保育園	大洲 2-3-8
	市川市	5	市川東病院	二俣 2-14-3		市川市	5	富貴島保育園	八幡 6-14-19
	市川市	6	行徳中央病院	日之出 17-16		市川市	6	東大和田保育園	東大和田 2-6-2
	船橋市	7	船橋中央病院	海神 6-13-10		市川市	7	大和田保育園	大和田 4-4-1
	船橋市	8	山口病院	西船 5-24-2		市川市	8	新田保育園	新田 3-21-1
	船橋市	9	船橋総合病院	北本町 1-13-1		市川市	9	鬼高保育園	鬼高 1-11-20
	船橋市	10	板倉病院	本町 2-10-1		市川市	10	行徳保育園	行徳駅前 4-22-17
	江戸川区	11	東京さくら病院	東篠崎 1-11-1		市川市	11	市川南保育園	市川南 4-1-15
	江戸川区	12	江戸川共済病院	南篠崎町 1-2-16		市川市	12	かけまま保育園	欠真間 2-25-8
福祉施設	市川市	1	ホワイト市川	高谷 1854		市川市	13	塩焼保育園	塩焼 2-2-5
	市川市	2	ホワイト市川別館 (サテライト型)	二俣 530		市川市	14	稲荷木保育園	稲荷木 1-26-16
	市川市	3	行徳翔裕園	末広 1-1-48		市川市	15	新田第2保育園	新田 2-1-24
	市川市	4	まどか本八幡	南八幡 2-19-14		市川市	16	塩焼第2保育園	塩焼 3-11-15
	市川市	5	未来倶楽部南行徳	南行徳 1-14-5		市川市	17	塩浜保育園	塩浜 4-2-10-101
	市川市	6	まどか南行徳	相之川 3-9-11		市川市	18	香取保育園	香取 2-6-25
	市川市	7	まどか本八幡東	南八幡 1-23-14		市川市	19	行徳第二保育園	行徳駅前 4-26-10
	市川市	8	ベストライフ市川	田尻 4-12-5		市川市	20	行徳第二保育園分園	新浜 1-26-1 (南新浜小学校内)
	市川市	9	未来倶楽部行徳	湊新田 2-7-10		市川市	21	湊新田保育園	湊新田 2-8-3
	市川市	10	コミュニケア 24 市川 おにだか館	鬼高 1-6-2		市川市	22	妙典保育園	妙典 6-2-45
	市川市	11	ライフ&シニアハウ ス市川	市川南 1-1-1		市川市	23	行徳あけぼの保育園	関ヶ島 7-3
	船橋市	12	船橋市特別養護老人 ホーム朋松苑	西船 2-21-12		市川市	24	愛泉保育園	幸 2-8-17
	船橋市	13	イリーゼふなばし	西船 6-7-8		市川市	25	ときわ保育園	若宮 2-19-13
	船橋市	14	ライフコミュニケーション 下総中山	本中山 3-2-3		市川市	26	杉の木保育園	鬼高 3-18-17
	船橋市	15	グリーンライフ船橋	本郷町 618-1		市川市	27	原本保育園	田尻 5-15-9
	船橋市	16	ベストライフ船橋東	西船 4-30-2		市川市	28	仁保育園	南行徳 1-10-5
	船橋市	17	ベストライフ船橋西	本郷町 713		市川市	29	明徳本八幡駅保育園	八幡 2-11-2
	船橋市	18	ベストライフ船橋南	西船 4-30-17		市川市	30	わたぐも保育園	原木 2-10-13
	船橋市	19	イリーゼ船橋塚田	行田 1-40-22		市川市	31	アップルナースリー 保育園	相之川 4-3-1
	船橋市	20	グルウプリビング礎2	行田 3-2-13-105		市川市	32	アップルナースリー 保育園分園	相之川 4-3-1
	船橋市	21	クリード船橋本町	本町 2-19-16		市川市	33	すえひろ保育園	末広 1-1-48
	船橋市	22	プレスト船橋壺番館	南本町 6-15		市川市	34	さくらんぼ保育園	市川南 2-6-22
	江戸川区	23	江東園	江戸川 1-46		市川市	35	じゃんぐる保育園	妙典 4-10-4
	江戸川区	24	長安寮	篠崎町 4-5-9		市川市	36	うみかぜ保育園	原木 1-15-24
	江戸川区	25	リバーサイドグリー ン	江戸川 1-46		市川市	37	キッド・ステイ南行 徳保育園	香取 2-19-10
	江戸川区	26	第二みどりの郷	江戸川 2-15-22		市川市	38	e-こども園	南八幡 4-14-4
	江戸川区	27	篠崎明生苑	篠崎 2-31-3		市川市	39	太陽の子保育園	相之川 3-10-15
	江戸川区	28	篠崎明生苑Ⅱ	篠崎町 5-4-13		市川市	40	あじさい保育園	妙典 5-112
	江戸川区	29	輝明生苑しのぎき	篠崎町 2-46-12		船橋市	41	湊町保育園	湊町 1-16-23
	江戸川区	30	ケアレジデンス東京 アネックス	南篠崎町 1-6-14		船橋市	42	千鳥保育園	南本町 13-1
	江戸川区	31	菜のはなホーム南篠 崎	南篠崎 5-13-18		船橋市	43	本町保育園	本町 6-7-18
						船橋市	44	海神第一保育園	海神 2-13-25
						船橋市	45	海神第二保育園	本町 1-23-7
						船橋市	46	西船保育園	西船 6-1-24
						船橋市	47	本中山保育園	本中山 5-6-1
						船橋市	48	行田保育園	行田 3-1-2

注1 病院は有床で入院できる施設、福祉施設は夜間も滞在するものを示している。

注2 国土数値情報（国土交通省国土政策局 GIS ホームページ）の医療機関データ（平成 26 年度）及び福祉施設データ（平成 27 年度）を基に作成した。

表 3-2.12 (3) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設

区分	市町村	No.	施設名	住 所
保育園	船橋市	49	中山あけぼの保育園	本中山 3-19-3
	船橋市	50	しらゆり保育園	北本町 2-47-7
	船橋市	51	弥生保育園	本中山 3-4-18
	船橋市	52	ベル・ナーサリー	行田 1-49-1
	船橋市	53	西船みどり保育園	西船 1-21-50
	船橋市	54	アリスなかよし保育園	西船 2-29-28
	船橋市	55	海神南保育園	海神南 1-1627-2
	船橋市	56	プレスクール・ベル	海神 4-23-16
	船橋市	57	みそら保育園	東中山 2-1-20
	船橋市	58	さくら保育園	二子町 474
	船橋市	59	印内保育園	印内 2-2-31
	船橋市	60	ククルなかよし保育園	夏見 2-11-43
	船橋市	61	なないろ保育園	行田 1-39-5
	江戸川区	62	江戸川二丁目保育園	江戸川 2-31
	江戸川区	63	江戸川保育園	江戸川 1-46
	江戸川区	64	東篠崎保育園	東篠崎 1-6-1
	江戸川区	65	篠崎保育園	南篠崎町 1-1-24
	江戸川区	66	南篠崎第二保育園	南篠崎町 5-11-1
	江戸川区	67	なの花保育園	南篠崎町 2-9-5
図書館	市川市	1	行徳図書館	末広 1-1-31
	市川市	2	信篤図書館	高谷 1-8-1
	市川市	3	中央図書館	鬼高 1-1-4
	市川市	4	南行徳図書館	相ノ川 1-2-4
	船橋市	5	西図書館	西船 1-20-50
	船橋市	6	中央図書館	本町 4-38-28
	江戸川区	7	篠崎図書館	篠崎町 7-20-19

注 国土数値情報（国土交通省国土政策局 GIS ホームページ）の福祉施設データ（平成 27 年度）及び文化施設データ（平成 25 年度）を基に作成した。

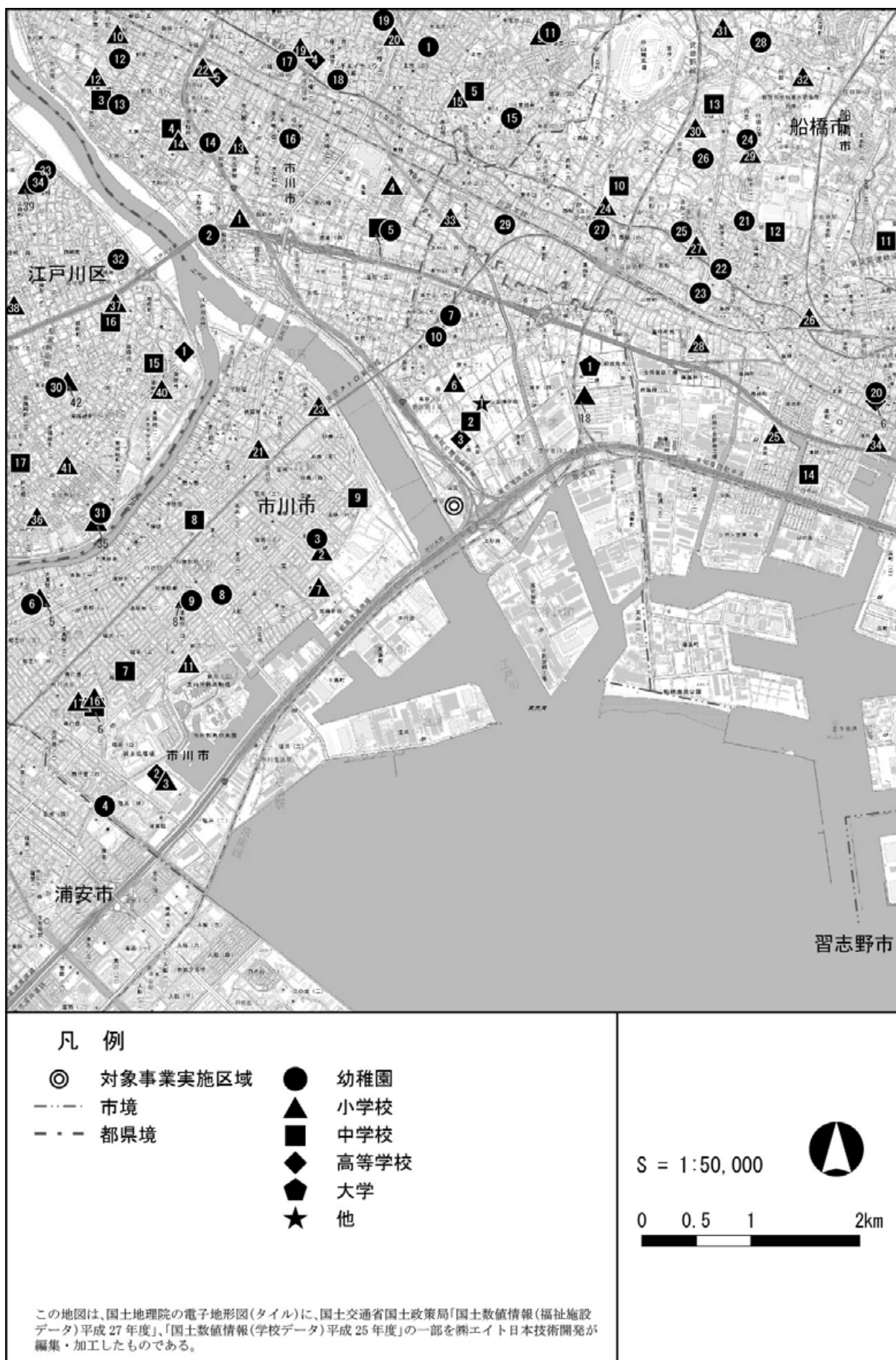


図 3-2.6 (1) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設<教育施設>

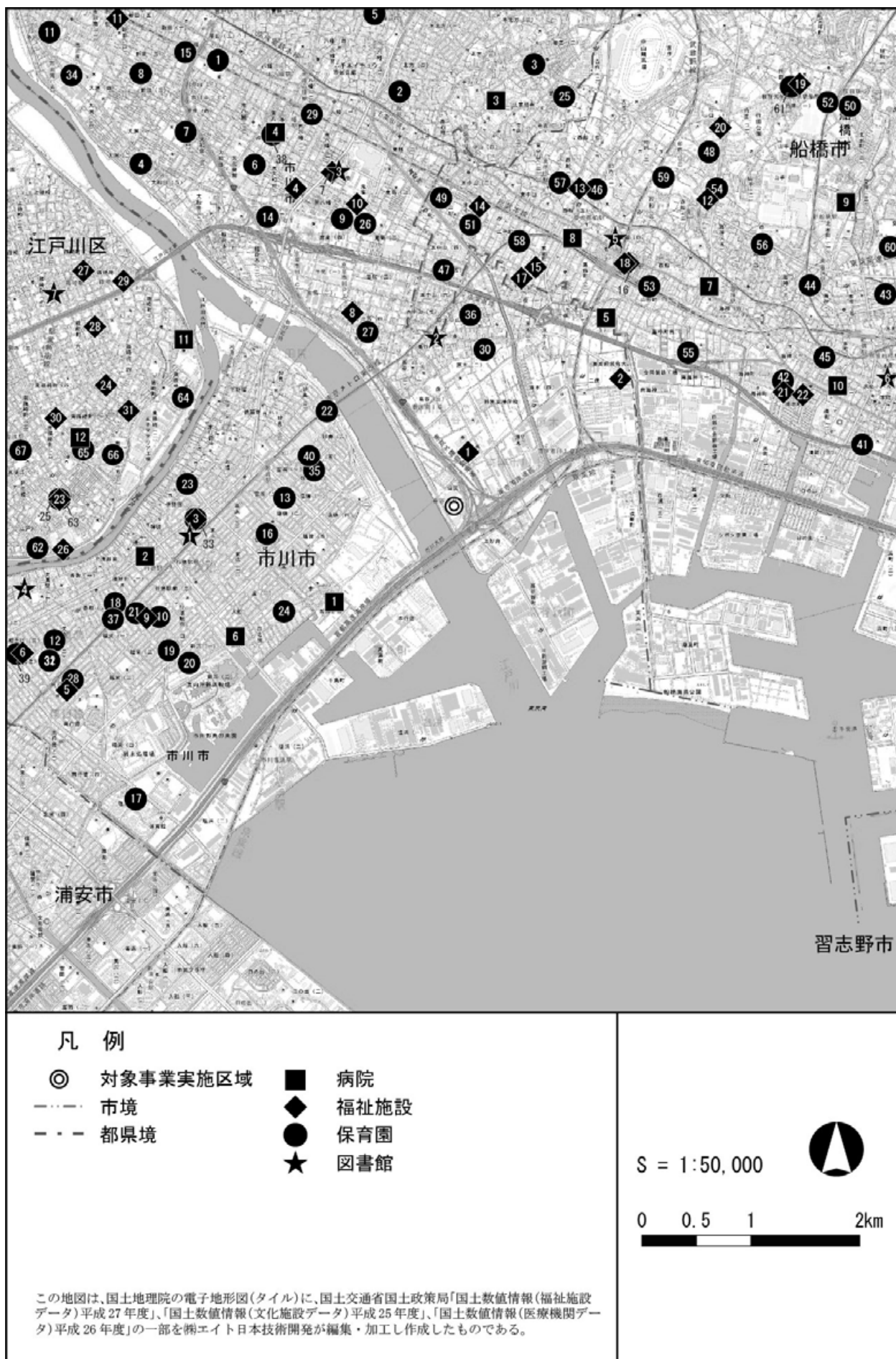


図 3-2.6 (2) 対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設<医療・福祉施設等>



図 3-2.7 対象事業実施区域周辺の住宅の配置概況

3-2-7 下水道の整備の状況

本市及び船橋市の平成 27 年度の公共下水道の普及状況は、表 3-2. 13 に示すとおりである。また、本市における公共下水道の普及状況の推移は、表 3-2. 14 に示すとおりである。

本市の平成 27 年度の公共下水道普及率は、人口比で 71. 9%である。なお、対象事業実施区域は、市街化調整区域となっており、市川市污水適正処理構想（平成 28 年 3 月）では、下水道整備時期は令和 12 年度以降を予定している。

表 3-2.13 公共下水道普及状況（平成 27 年度）

項目 市	行政区域		全体計画 面積	汚水整備 面積	処理人口	整備率 (面積比)	普及率 (人口比)
	面 積	人 口					
	ha	千人	ha	ha	千人	%	%
市川市	(5, 745)	478. 5	5, 225	2, 218	343. 9	42. 4	71. 9
船橋市	8, 562	627. 8	7, 110	4, 388	515. 1	61. 7	82. 0

注 面積の（ ）は境界未定の地域のため推計面積とされている。

出典：「千葉県統計年鑑（平成 28 年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2.14 市川市の公共下水道普及状況の推移

項目 年度	行政人口	処理人口	水洗化人口	水洗化率	普及率
	人	人	人	%	%
平成23年度	469, 603	317, 300	292, 440	92. 2	67. 6
平成24年度	468, 367	327, 100	300, 260	91. 8	69. 8
平成25年度	470, 285	329, 600	303, 800	92. 2	70. 1
平成26年度	474, 340	335, 700	309, 260	92. 1	70. 8
平成27年度	478, 542	343, 900	316, 670	92. 1	71. 9

注 平成 23 年までは常住人口をベースとして数値を算出しており、平成 24 年からは住民基本台帳人口をベースとしている。

出典：「データに見る市川市の都市基盤（概要）2016」（市川市ホームページ）

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の

対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大気

① 大気汚染に係る環境基準等

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3-2.15 (1) ～ (4) に示すとおり定められている。また、環境基準以外の指針値等には、表 3-2.16 に示すものがある。

表 3-2.15 (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	—
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2.15 (2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2.15 (3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2.15 (4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 3-2.16 その他の指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。	①
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること	②
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	③
アクリロニトリル	年平均値2μg/m ³ 以下	④
塩化ビニルモノマー	年平均値10μg/m ³ 以下	
水銀	年平均値0.04μgHg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値0.025μgNi/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値18μg/m ³ 以下	⑤
1,2-ジクロロエタン	年平均値1.6μg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値2.5μg/m ³ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値6ng-As/m ³ 以下	⑥
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値0.14μgMn/m ³ 以下	⑦

根拠

①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」（昭和51年8月13日通知）

②：千葉県環境目標値

③：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和52年6月16日環大規第136号）

④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年7月31日中環審）

⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成18年11月8日中環審）

⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成22年10月15日中環審）

⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成26年4月30日中環審）

② 大気汚染に係る規制基準

本事業の廃棄物焼却等施設は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び塩化水素の排出基準が適用される。また、硫黄酸化物総量規制（硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱に基づく指導）及び窒素酸化物総量規制（千葉県窒素酸化物対策指導要綱に基づく指導）が適用される。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設に該当することから、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

さらに、平成 30 年 4 月の大気汚染防止法改正により、水銀の大気排出規制が適用される。

ア. 硫黄酸化物

（ア） K 値規制

大気汚染防止法では、K 値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。本市は $K=1.75$ が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{時}$)

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

K : 地域によって異なる値 (本市は $K=1.75$ (新設))

（イ） 総量規制

本市は大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の総量規制地域であり、千葉県硫黄酸化物に係る総量規制及び燃料使用基準運用要綱に基づき硫黄酸化物の総排出量を規制している。総量規制基準（原燃料使用量の重油換算量：500L/時以上）は、次式により定められている。

$$Q = 3.3W^{0.90} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.90} - W^{0.90} \}$$

Q : 許容硫黄酸化物量 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{時}$)

W : 昭和 51 年 9 月 30 日までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量 (kL/時)

W_i : 昭和 51 年 10 月 1 日以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量 (kL/時)

イ. 窒素酸化物

(ア) 濃度規制

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉については、種類や施設の設置時期に応じて窒素酸化物の排出基準が定められている。排出基準は、表 3-2.17 に示すとおりである。

表 3-2.17 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設	排出基準値	施設設置年月日
廃棄物焼却炉（連続炉）	250ppm（ $O_n=12\%$ ）	昭和54年8月10日以降

備考

窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C：補正後の窒素酸化物の濃度（ppm）

O_s ：排ガス中の酸素の濃度（%）（当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。）

O_n ：標準酸素濃度（12%）

C_s ：排ガス中の窒素酸化物の実測値（ppm）（JIS K 0104による。）

(イ) 総排出量の指導基準

千葉県では千葉県窒素酸化物対策指導要綱に基づき窒素酸化物の総排出量を指導している。

指導基準（原燃料使用量の重油換算量：2kL/時以上）は、次式により定められている。

$$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$$

Q：許容窒素酸化物排出量（ m^3_N /時）

W：昭和58年3月31日までに設置され通常稼働しているばい煙発生施設で使用する原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの（kL/時）

Wi：昭和58年4月1日以後に設置され通常稼働する全てのばい煙発生施設で使用する原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの（kL/時）

ウ. ばいじん

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められ、さらに、千葉県では排ガス量に応じた上乘せ基準が定められている。本市は上乘せ基準適用地域に該当し、一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。排出基準は表 3-2. 18 に示すとおりである。

表 3-2.18 廃棄物焼却炉におけるばいじんの規制基準

施設の種類	排ガス量 (湿り)	廃棄物の 処理能力	上乘せ基準値	一般排出基準値		
				～H10. 6. 30 設置	H10. 7. 1 以後設置	On
	万m ³ _N /時	t/時	g/m ³ _N	g/m ³ _N	g/m ³ _N	%
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	—	0. 10	—	—	—
	1以上4未満	—	0. 20	—	—	—
	1未満	—	—	—	—	—
廃棄物焼却炉	—	4以上	0. 40	0. 08	0. 04	12
	—	2以上4未満		0. 15	0. 08	
	—	2未満		0. 25	0. 15	

備考

- 「一般排出基準」に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$
C : ばいじんの濃度 (g/m³_N)
O_n : 標準酸素濃度 (12%)
O_s : 排ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。)
C_s : 排ガス中のばいじんの実測値 (g/m³_N) (JIS Z 8808 による。)
- 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん (1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれていないものとする。
- ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
- 上乘せ基準適用地域にあっては、「上乘せ基準」と「一般排出基準」のいずれか厳しい基準が適用される。
- 「上乘せ基準」は標準酸素濃度による補正は行わない。

エ. 塩化水素

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3-2. 19 に示すとおり定められている。

表 3-2.19 廃棄物焼却炉における塩化水素の規制基準

物質の種類	排出基準値
塩化水素	700mg/m ³ _N

注 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - O_s)\} \times C_s$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³_N)

O_s : 排ガス中の酸素の濃度 (%)

C_s : 排ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³_N) (JIS K 0107 による。)

オ. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が、表 3-2. 20 に示すとおり定められている。

表 3-2.20 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準

焼却能力	排出基準値		0n
	H12. 1. 15以降設置	H12. 1. 14までに設置	
	ng-TEQ/m ³ _N	ng-TEQ/m ³ _N	%
4t/時以上	0. 1	1	12
2t/時-4t/時	1	5	
2t/時未満	5	10	

注 1 火床面積 0. 5m² 以上又は焼却能力が 50kg/時以上について適用される。

注 2 ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³_N)

0n : 標準酸素濃度 (12%)

0s : 排ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が 20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 排ガス中のダイオキシン類の実測値 (ng-TEQ/m³_N)

カ. 水銀

大気汚染防止法における、廃棄物焼却炉から排出される水銀の排出基準は表 3-2. 21 に示すとおりである。

表 3-2.21 廃棄物焼却炉における水銀の排出基準

単位 : μg/m³_N

施設の種類	排出基準値	
	H30. 4. 1以降設置	H30. 3. 31までに設置
廃棄物焼却炉	30	50

注 火格子面積 2m² 以上又は焼却能力 200kg/時以上について適用される。

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準の2種類及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準を表 3-2. 22 (1) に、ダイオキシン類の環境基準を表 3-2. 22 (2) に示す。人の健康の保護に関する環境基準は、河川、湖沼、海域の全公共用水域について、水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準は、公共用水域及び地下水について、水底の底質の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、公共用水域の水底の底質について定められている。

表 3-2.22 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2.22 (2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

項目	基準値
水質	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質の基準値は、年間平均値とする。

イ. 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3-2. 23 (1) (2) に、海域に適用される環境基準は表 3-2. 24 (1) ～ (4) に示すとおりである。

対象事業実施区域の排水先河川である高谷川は環境基準の類型指定がされていない。

表 3-2. 23 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2. 23 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

表 3-2.24 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
 2. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
- 注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 - 3 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2.24 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
 3. 「利用目的の適応性」の詳細は、以下に示すとおりである。
- 注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 - 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 - 水産3種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 - 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 3-2.24 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

備考 基準値は、日間平均値とする。

表 3-2.24 (4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

ウ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2.25 に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は前掲の表 3-2.22 (2) における水質の基準を適用する。

表 3-2.25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

② 水質汚濁に係る規制基準

ごみ焼却施設は、水質汚濁防止法に定める特定施設に該当し、水質汚濁防止法の排水基準が適用される。また、千葉県では、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」により、上乘せ基準が設定されている。

ア. 有害物質に係る排水基準

千葉県におけるごみ焼却施設に該当する有害物質に係る排水基準を表 3-2. 26 に示す。

表 3-2. 26 排水基準（有害物質）

項目			許容限度
カドミウム及びその化合物			0. 01mg/L
シアン化合物			不検出
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）			不検出
鉛及びその化合物			0. 1mg/L
六価クロム化合物			0. 05mg/L
砒素及びその化合物			0. 05mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			0. 0005mg/L
アルキル水銀化合物			不検出
ポリ塩化ビフェニル			不検出
トリクロロエチレン			0. 1mg/L
テトラクロロエチレン			0. 1mg/L
ジクロロメタン			0. 2mg/L
四塩化炭素			0. 02mg/L
1, 2-ジクロロエタン			0. 04mg/L
1, 1-ジクロロエチレン			1mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン			0. 4mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン			3mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン			0. 06mg/L
1, 3-ジクロロプロペン			0. 02mg/L
チウラム			0. 06mg/L
シマジン			0. 03mg/L
チオベンカルブ			0. 2mg/L
ベンゼン			0. 1mg/L
セレン			0. 1mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			100mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外		8mg/L
	海域	排水量0m³以上30m³未満	15mg/L
		30m³以上	10mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外		10mg/L
	海域		230mg/L
1, 4-ジオキサン			0. 5mg/L

注 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に 0. 4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物の海域以外は印旛沼、手賀沼及びそれらの流域以外の値である。

イ. 有害物質以外に係る排水基準

千葉県におけるごみ焼却施設に該当する有害物質以外に係る排水基準を表 3-2. 27 に示す。

表 3-2.27 排水基準（有害物質以外）

項目		許容限度（新設）	日平均排水量
生物化学的酸素要求量（BOD） 又は化学的酸素要求量（COD）		20mg/L	30m ³ /日以上500m ³ /日未満
		10mg/L	500m ³ /日以上
浮遊物質（SS）		40mg/L	30m ³ /日以上500m ³ /日未満
		20mg/L	500m ³ /日以上
ノルマルヘキサン抽出 物質	鉱物油	3mg/L	30m ³ /日以上500m ³ /日未満
		2mg/L	500m ³ /日以上
	動植物油	5mg/L	30m ³ /日以上500m ³ /日未満
		3mg/L	500m ³ /日以上
水素イオン濃度（pH）	海域以外	5.8～8.6	—
	海域	5.0～9.0	—
フェノール類		0.5mg/L	—
銅（Cu）		1mg/L	—
溶解性鉄（Fe）		5mg/L	500m ³ /日未満
		1mg/L	500m ³ /日以上
溶解性マンガン（Mn）		5mg/L	500m ³ /日未満
		1mg/L	500m ³ /日以上
全クロム（Cr）		0.5mg/L	—
大腸菌群数		3,000個/cm ³	—
亜鉛（Zn）		1mg/L	—
窒素含有量		30mg/L	30m ³ /日以上
燐含有量		4mg/L	30m ³ /日以上

ウ. ダイオキシン類の排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の水質排出基準は、表 3-2. 28 に示すとおりである。

表 3-2.28 ダイオキシン類の水質排出基準

施設の種類	排出基準値
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10pg-TEQ/L

(3) 土壌

環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準は、表 3-2.29 (1) (2) に示すとおりである。

表 3-2.29 (1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg に つき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）において は、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

表 3-2.29 (2) ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
2. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(4) 地盤沈下

本市では、地盤沈下を防止するため、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、千葉県環境保全条例及び市川市環境保全条例に基づき、地下水の採取が規制されている。規制の内容は、表 3-2.30 に示すとおりである。

表 3-2.30 地下水採取規制

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模	技術上の基準	
				ストレーナーの位置	揚水機の吐出口の断面積
工業用水法	市川市全域	工業用 （工業とは製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業及びガス供給業及び熱供給業をいう）	吐出口の断面積が6cm ² を超えるもの	650m以深	21cm ² 以下
建築物用地下水の採取の規制に関する法律		建築物用 （冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室床面積の合計が 150m ² を超えるもの）			
千葉県環境保全条例		工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、10ha 以上のゴルフ場における散水用			
市川市環境保全条例		土石のたい積場、廃棄物処理業の用に供する事業場、運動場、公園その他の場所に設置される施設（建築物に付帯しないものに限る。）であって、砂じん若しくは粉じんの飛散の防止又は池等への水の補給			
		全て	吐出口の断面積が6cm ² 以下のもの	—	—

注 市川市環境保全条例の規制対象は、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、県条例に該当するものを除く。

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2.31 (1) ～ (3) に示すとおり定められている。対象事業実施区域は、環境基準の類型は指定されていない。

表 3-2.31 (1) 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注 地域の類型

市川市 AA：特に静穏を要する地域。市川市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

船橋市 AA：特に静穏を要する地域。船橋市には該当する地域はない。

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表 3-2.31 (2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注 地域の類型は、表 3-2.31 (1) の地域の類型と同様。

備考 車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2.31 (3) の基準による。

表 3-2.31 (3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

② 騒音に係る規制基準等

ア. 特定工場に係る規制基準

特定工場の騒音は、騒音規制法及び市川市環境保全条例で規制されており、本市における規制基準は表 3-2.32、表 3-2.33 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、騒音規制法の対象外であり、市川市環境保全条例に基づく規制基準に

おける「用途地域の定めのない地域」の基準が適用される。

表 3-2.32 騒音規制法に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
第一種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第二種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第三種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第四種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

注 区域の区分 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域

第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域

第四種区域：工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域

第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 30m 以内の地域をいう。

第二特別地域：工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲 30m 以内の地域をいう。

備考 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値を基準値とする。

表 3-2.33 市川市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域（第一特別地域を除く） 第二特別地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域（第二特別地域を除く） 工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
用途地域の定めのない地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域に存するものの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

イ. 自動車騒音の要請限度

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2.34 (1) (2) に示すとおりである。

表 3-2.34 (1) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
a 区域及びb 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注 区域の区分

市川市 a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域並びに江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域、工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域

船橋市 a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域の一部

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 30m 以内の地域をいう。第二特別地域とは、工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲 30m 以内の地域をいう。

表 3-2.34 (2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
75デシベル	70デシベル

備考 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

ウ. 特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業騒音は、騒音規制法及び市川市環境保全条例で規制されており、規制基準は表 3-2. 35、表 3-2. 36 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、騒音規制法の対象外であり、市川市環境保全条例に基づく規制基準が適用される。

表 3-2.35 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の大きさ	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
規制基準 85デシベル	午後7時～ 翌日午前7時	午後10時～ 翌日午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	禁止

注 区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び第二特別地域並びに工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以内の区域。

第二号区域：工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の区域。

表 3-2.36 市川市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の大きさ	作業ができない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日における作業
規制基準85デシベル	午後7時～ 翌日午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁止

(6) 振動

① 特定工場に係る規制基準

特定工場の振動は、振動規制法及び市川市環境保全条例で規制されており、本市における規制基準は表 3-2.37、表 3-2.38 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、振動規制法の対象外であり、市川市環境保全条例に基づく規制基準における「用途地域の定めのない区域」の基準が適用される。

表 3-2.37 振動規制法に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌日午前8時
第一種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第二種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

注 区域の区分 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 第一種区域及び第二種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値を基準値とする。

表 3-2.38 市川市環境保全条例に基づく特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌日午前8時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル	60デシベル
用途地域の定めのない地域	60デシベル	55デシベル

備考 学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域における規制基準値は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

② 道路交通振動の要請限度

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-2. 39 に示すとおりである。

表 3-2.39 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌日午前8時
	第一種区域	65デシベル	60デシベル
	第二種区域	70デシベル	65デシベル

注 区域の区分

市川市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

船橋市 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

③ 特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業振動は、振動規制法及び市川市環境保全条例で規制されており、規制基準は表 3-2. 40、表 3-2. 41 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、振動規制法の対象外であり、市川市環境保全条例に基づく規制基準が適用される。

表 3-2.40 振動規制法に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における 作業期間	日曜・休日における作業
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
規制基準値 75デシベル	午後7時～ 翌日午前7時	午後10時～ 翌日午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	禁止

注 区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以内の区域
第二号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の区域

表 3-2.41 市川市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ	作業ができない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における 作業期間	日曜・休日における 作業
規制基準値75デシベル	午後7時～ 翌日午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁止

(7) 悪臭

本市は、市全域が悪臭防止法の指定地域であり、工場・事業場等から排出される特定悪臭物質の濃度規制が行われている。また、市川市環境保全条例に基づき悪臭の規制基準が定められている。

悪臭防止法に基づく規制基準を表 3-2.42 (1) ～ (3) に、市川市環境保全条例に基づく悪臭の規制基準を表 3-2.43 に示す。

表 3-2.42 (1) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界における悪臭）

単位：ppm

特定悪臭物質	許容限度	特定悪臭物質	許容限度
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

表 3-2.42 (2) 悪臭防止法に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

対象物質：アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン（13 物質）

許容限度：悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により算出して得た流量

なお、現施設及び新施設の排水水における特定悪臭物質の規制基準は以下のとおりである。

表 3-2.42 (3) 悪臭防止法に基づく規制基準（排水水の悪臭）

単位：mg/L

特定悪臭物質	排水水の量	許容限度
メチルメルカプタン	0.001m ³ 毎秒以下	0.03
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下	0.007
	0.1m ³ 毎秒を超える	0.002
硫化水素	0.001m ³ 毎秒以下	0.1
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下	0.02
	0.1m ³ 毎秒を超える	0.005
硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下	0.3
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下	0.07
	0.1m ³ 毎秒を超える	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ 毎秒以下	0.6
	0.001m ³ 毎秒を超え、0.1m ³ 毎秒以下	0.1
	0.1m ³ 毎秒を超える	0.03

表 3-2.43 市川市環境保全条例に基づく悪臭の規制基準

地域区分	許容限度	特定工場の敷地境界線における臭気の濃度	特定施設の排出口における臭気の濃度
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域		15	500
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域		20	1,000
工業地域 工業専用地域		25	2,000

備考

1. 特定施設の排出口における臭気の濃度に係る基準は、当該排出口の高さが地上から 5m 以上の位置にある特定施設に限り適用する。
2. 「臭気の濃度」とは、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法により、試料とする気体の臭気を人間の嗅覚で感知することができなくなるまで気体の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域で、千葉県においては自然公園法に基づく国定公園及び千葉県立自然公園条例に基づく県立自然公園がある。

対象事業実施区域及びその周辺には、これらの自然公園は存在しない。

(2) 自然環境保全地域等

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、千葉県自然環境保全条例に基づき①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域を指定している。

対象事業実施区域及びその周辺に該当する指定地域はない。

(3) 生産緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

対象事業実施区域周辺では、主に国道 14 号（京葉道路）以北などにみられるが、対象事業実施区域及びその近傍には生産緑地地区に該当する地区は存在しない。

(4) 鳥獣保護区

鳥獣の保護等については、鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）が定められている。

対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表 3-2.44 及び図 3-2.8 に示すとおりである。

対象事業実施区域は「東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域（銃器）」に位置している。また、対象事業実施区域の西側には県指定の「行徳鳥獣保護区」が存在している。

表 3-2.44 鳥獣保護区等の指定状況

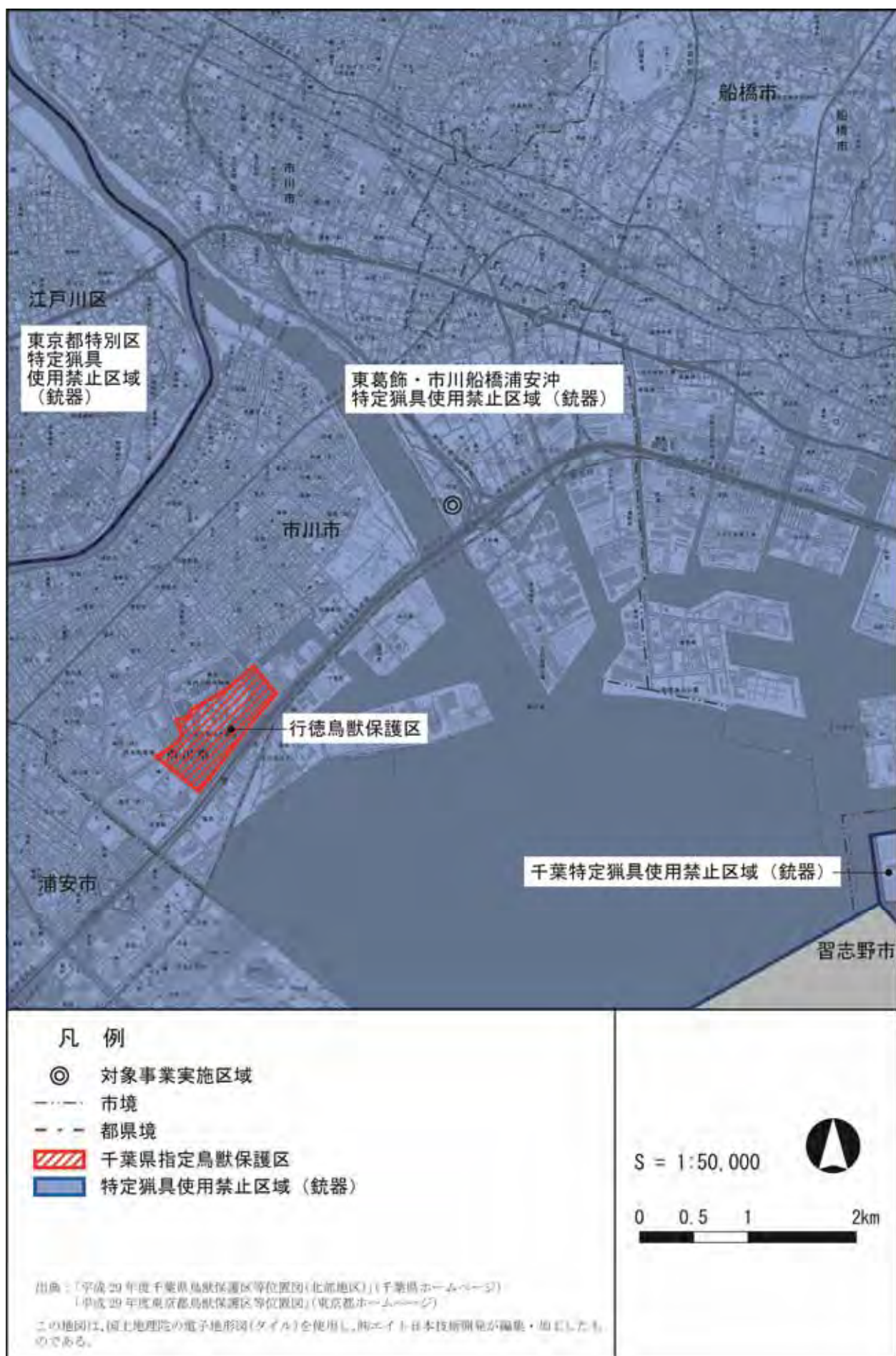
千葉県 平成30年11月 1日現在
東京都 平成30年 10月現在
単位：ha

区分	名称	面積	期間
県指定鳥獣保護区	行徳鳥獣保護区	56	平成21年11月1日～ 平成31年10月31日
特定猟具使用禁止区域 (銃器)	千葉特定猟具使用禁止区域 (銃器)	27, 480	平成29年11月1日～ 平成39年10月31日
	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域 (銃器)	52, 050	平成29年11月1日～ 平成39年10月31日
	東京都特別区特定猟具使用禁止区域 (銃器)	53, 734. 5	平成23年11月1日～ 平成43年10月31日

出典：「鳥獣保護区一覧」（千葉県ホームページ）

「特定猟具使用禁止区域・指定猟法禁止区域一覧」（千葉県ホームページ）

「平成 30 年度東京都鳥獣保護区等位置図」（東京都ホームページ）



3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

対象事業実施区域周辺では、資源の採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) ごみ処理状況

本市及び船橋市の平成 27 年度のごみ処理状況は、表 3-2. 45 に示すとおりである。また、本市のごみ処理状況の推移は、表 3-2. 46 に示すとおりである。

本市の収集量及び焼却量は、近年、減少傾向となっている。

表 3-2.45 ごみ処理状況（平成 27 年度）

単位：t

項目 市	搬入量							処理量		
	総数	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	その他	粗大 ごみ	直接 搬入量	焼却	焼却以外の 中間処理	資源化
市川市	137,249	107,901	3,921	18,327	26	1,519	5,555	113,221	16,007	8,412
船橋市	191,316	163,957	3,651	10,492	141	3,722	9,353	168,487	22,829	-

出典：「平成 27 年度 清掃事業の現況と実績」（平成 29 年 7 月、千葉県）

表 3-2.46 市川市のごみ処理状況の推移

単位：t

項目 年度	排出量	内訳		処理量	内訳		埋立量	資源化量
		収集量	持込量		焼却量	破砕量		
平成24年度	140,476	105,820	34,656	124,399	118,512	5,887	11,267	25,652
平成25年度	140,211	105,555	34,656	123,220	117,504	5,716	12,199	24,278
平成26年度	138,021	103,432	34,589	125,645	120,288	5,357	15,206	20,701
平成27年度	137,264	102,556	34,708	123,277	117,837	5,440	14,843	20,673
平成28年度	135,378	100,204	35,174	122,029	117,018	5,011	14,732	28,814

出典：「平成 30 年版 市川市統計年鑑」（平成 30 年 4 月、市川市）

(2) し尿処理状況

本市及び船橋市の平成 27 年度のし尿処理状況は、表 3-2.47 に示すとおりである。また、本市のし尿処理状況の推移は、表 3-2.48 に示すとおりである。

本市の収集量及び処理量は、公共下水道の整備に伴い減少傾向となっている。

表 3-2.47 し尿処理状況（平成 27 年度）

単位：kL

項目 市	収集量			処理量（し尿＋浄化槽汚泥）			
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿処理場	下水道投入	海洋投入	合計
市川市	4,163	63,425	67,588	67,588	－	－	67,588
船橋市	4,711	56,344	61,055	61,055	－	－	61,055

出典：「平成 27 年度 清掃事業の現況と実績」（平成 29 年 7 月、千葉県）

表 3-2.48 市川市のし尿処理状況の推移

年度	処理人口	処理世帯数	収集日数	収集量	処理量	衛生処理場 処理能力
	人	世帯	日	kL	kL	kL/日
平成24年度	174,107	77,159	271	67,268	67,268	242
平成25年度	166,485	77,574	270	67,884	67,884	242
平成26年度	165,080	73,805	271	67,641	67,641	242
平成27年度	161,872	73,097	270	67,588	67,588	242
平成28年度	153,444	69,667	271	66,602	66,602	242

出典：「平成 30 年版 市川市統計年鑑」（平成 30 年 4 月、市川市）

3. 公害苦情の状況

本市（平成 28 年度）及び船橋市（平成 27 年度）の公害苦情件数の状況は、表 3-2. 49 に示すとおりである。また、本市の公害苦情件数の状況の推移は、表 3-2. 50 に示すとおりである。

本市における平成 28 年度の苦情件数は、騒音振動が最も多く、次いで悪臭、大気汚染であった。

表 3-2.49 公害苦情件数の状況

単位：件

項目 市	大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪臭	その他	合計	備考
市川市	36	1	192	67	13	309	平成28年度
船橋市	2	－	5	2	－	9	平成27年度

出典：「平成 30 年版 市川市統計年鑑」（平成 30 年 4 月、市川市）

「平成 28 年版 船橋市統計書」（船橋市）

表 3-2.50 市川市の公害苦情件数の推移

単位：件

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音振動	悪臭	その他
平成24年度	319	20	－	231	63	5
平成25年度	369	23	－	294	45	7
平成26年度	350	25	1	274	41	9
平成27年度	300	20	－	214	58	8
平成28年度	309	36	1	192	67	13

出典：「平成 30 年版 市川市統計年鑑」（平成 30 年 4 月、市川市）

4. 文化財

(1) 指定文化財及び登録文化財

対象事業実施区域周辺に存在する国、県及び市の指定文化財は表 3-2.51 に、国の登録文化財は表 3-2.52 に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図 3-2.9 に示すとおりである。

対象事業実施区域の近傍に指定文化財及び登録文化財は存在していない。

表 3-2.51 指定文化財の状況

指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地		所有者・伝承者	指定年月日
国 建	I	法華経寺五重塔	市川市	中山2-10-1	法華教寺	T5. 5. 24
		法華経寺祖師堂				S60. 5. 18
		法華経寺法華堂				T5. 5. 24
		法華経寺法華堂（附）棟札				T5. 5. 24, S30. 6. 22
		法華経寺四足門				S60. 5. 18
		法華経寺祖師堂（附）棟札				S60. 5. 18
国 天	II	千本公孫樹（いちょう）	市川市	八幡4-2-1	葛飾八幡宮	S6. 2. 20
県 史	1	明治天皇船橋行在所	船橋市	本町3-3-4	千葉銀行	S9. 12. 18
市 建	①	常夜灯	市川市	本行徳34地先	市川市	S35. 10. 7
	②	随神門		八幡4-2-1	葛飾八幡宮	S35. 10. 7
	③	狩野浄天夫妻墓石・供養塔		香取1-16-26	狩野一廣	S36. 2. 1
	④	元弘の板碑		高石神21-9	秦福寺	S36. 2. 1
	⑤	法華経寺黒門		中山4-7地先	法華経寺	S36. 11. 9
	⑥	本阿弥家分骨墓		中山2-10-1	法華経寺	S36. 11. 9
	⑦	妙好寺山門		妙典1-11-10	妙好寺	S43. 3. 27
	⑧	本阿弥光悦分骨墓		中山2-10-1	法華経寺	S54. 9. 27
	⑧	徳願寺山門		本行徳5-22	徳願寺	H16. 3. 24
	⑧	徳願寺鐘楼		本行徳5-22	徳願寺	H16. 3. 24
	⑧	徳願寺経蔵		本行徳5-22	徳願寺	H16. 3. 24
	⑨	難陀龍王堂	船橋市	本町3-24-6	覚王寺	H7. 3. 28
市 史	⑩	美濃輪台遺跡 B地点	市川市	本北方3-18	市川市	S50. 1. 8
	⑪	鬼高遺跡		鬼高1-95-1	日本毛織（株）	S63. 7. 5
	⑫	船橋御殿跡（附）東照宮	船橋市	本町4-29-12	本町4丁目町会	S40. 3. 17
	⑬	葛羅の井		西船6-4-5	葛羅の井保存会	S40. 3. 17
	⑭	成瀬氏の墓（附）墓誌		西船6-2-30	宝成寺	S45. 5. 20
	⑮	飛ノ台貝塚		海神4-260-1他	船橋市	H9. 5. 16
市 天	⑯	葛飾神社のクロマツ	船橋市	西船5-3-8	葛飾神社	H24. 3. 30
区 天	⑰	浅間神社の社叢	江戸川区	上篠崎1-22-31	浅間神社	S57. 2. 8
	⑱	豊田神社の社叢		東瑞江1-18-1	豊田神社	S57. 2. 8

注 1 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・国 建：国指定重要文化財（建造物）
- ・国 天：国指定天然記念物（植物）
- ・県 史：県指定史跡
- ・市 建：市指定有形文化財（建造物）
- ・市 史：市指定史跡
- ・市 天：市指定記念物（天然記念物）
- ・区 天：区指定記念物（天然記念物）

注 2 表中の文化財は、主に屋外に存在している文化財を示した。

出典：「市川市の文化財」（市川市ホームページ、平成 31 年 4 月 15 日現在）

「指定文化財」（船橋市ホームページ、平成 30 年 2 月 20 日現在）

「江戸川区の文化財」（江戸川区ホームページ、平成 28 年 12 月 1 日現在）

「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

表 3-2.52 登録文化財の状況

指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地		所有者・伝承者	指定年月日	
国登建	A	加藤家住宅主屋	市川市	本行徳6-1	個人所有	H22. 4. 28	
		加藤家住宅煉瓦塀					
	B	旧浅子神輿店店舗兼主屋		本行徳37-2	市川市	H22. 9. 10	
	C	中村家住宅北蔵及び事務所		鬼越2-200-1	個人所有	H26. 10. 7	
		中村家住宅門及び石塀					
		中村家住宅煉瓦蔵					
		中村家住宅主屋		鬼越2-200-1他			
		中村家住宅倉庫		鬼越2-200-2			
		中村家住宅土蔵					
		中村家住宅離れ					
		中村家住宅稲荷社		鬼越2-200-3			
		中村家住宅防空壕					
	D	玉川旅館第一別館		船橋市	湊町2-6-25	個人所有	H20. 4. 18
		玉川旅館第二別館					
		玉川旅館本館					
区登史	a	東井堀跡	江戸川区	西小岩3丁目境から江戸川1丁目目前野闇門から旧江戸川部分		S61. 2. 12	

注 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

・国登建 : 国登録有形文化財（建造物）

・区登史 : 区登録史跡

出典 : 「市川市の文化財」（市川市ホームページ、平成 31 年 4 月 15 日現在）

「国登録有形文化財」（市川市ホームページ、平成 30 年 7 月 1 日現在）

「登録文化財」（船橋市ホームページ、平成 28 年 2 月 21 日現在）

「江戸川区の文化財」（江戸川区ホームページ、平成 28 年 12 月 1 日現在）

「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

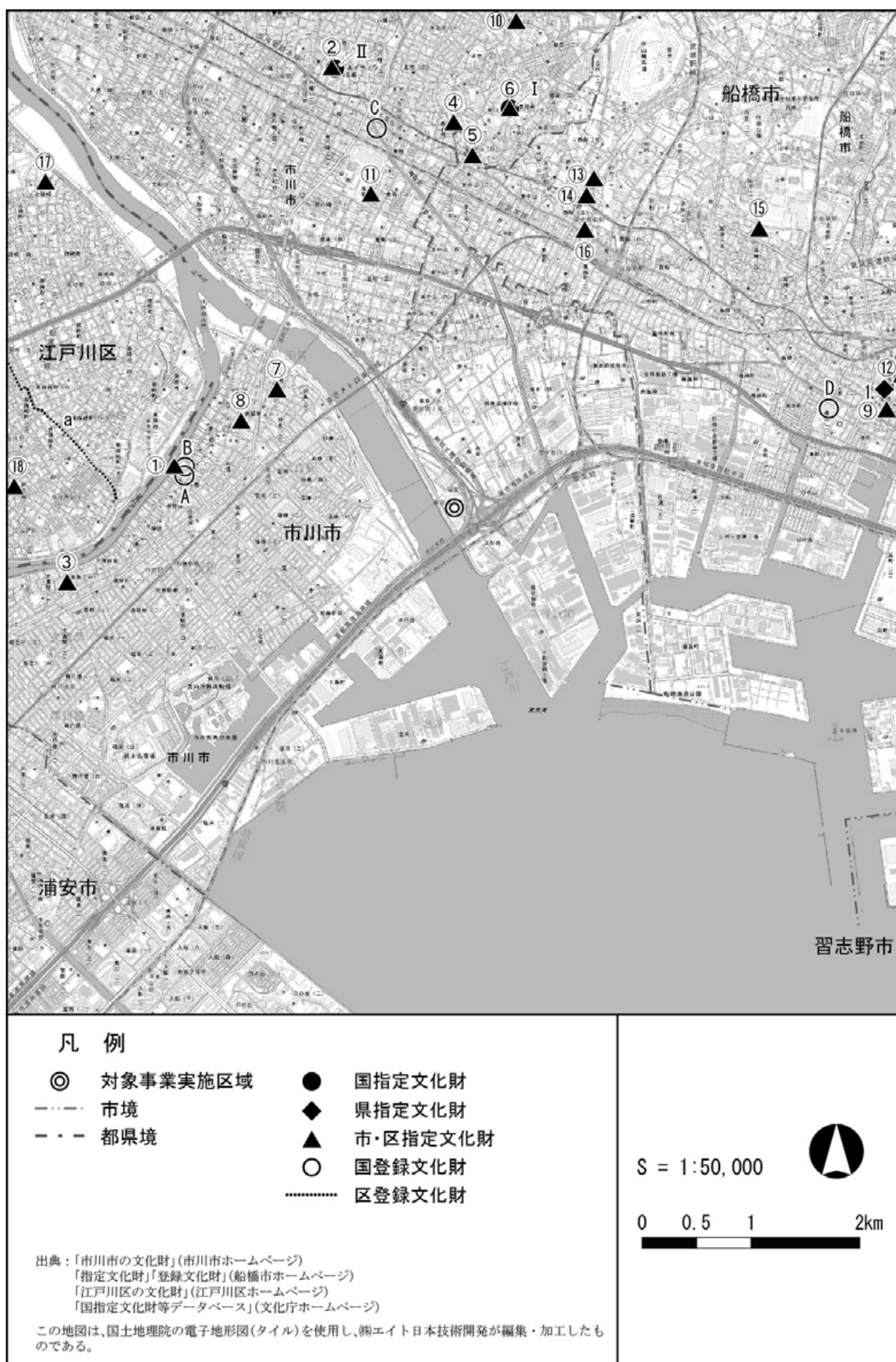


図 3-2.9 文化財位置図

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域周辺に存在する埋蔵文化財包蔵地は表 3-2.53 に、またこれらの埋蔵文化財包蔵地の位置は図 3-2.10 に示すとおりである。

対象事業実施区域の近傍に埋蔵文化財包蔵地は存在していない。

表 3-2.53 埋蔵文化財の状況

番号	名称	時代	市区町村名
1	美濃輪台遺跡 B地点	縄文（早～前）	市川市
2	鬼高遺跡	古墳（後）	市川市
3	花輪塚古墳	古墳	船橋市
4	前貝塚	縄文（中・後）・中近世	船橋市
5	前貝塚堀込貝塚	縄文（前・中・後）	船橋市
6	古作貝塚	縄文（中・後）	船橋市
7	宝塚遺跡	古墳（中）	船橋市
8	飛ノ台貝塚	旧石器・縄文（早・前・中）・古墳（後）～奈良・平安・中近世	船橋市
9	行田貝塚	縄文（中・後）	船橋市
10	海神古墳	古墳	船橋市
11	印内古墳	近世	船橋市
12	東前貝塚	奈良・平安	船橋市
13	権現台貝塚	奈良・平安	船橋市
14	御日の前東貝塚	古墳～平安	船橋市
15	御日の前貝塚	奈良・平安	船橋市
16	上ボチ貝塚	古墳（後）	船橋市
17	押堀貝塚	奈良・平安	船橋市
18	竹の内貝塚	奈良・平安	船橋市
19	境海道貝塚	古墳（後）・奈良・平安	船橋市
20	駒形前貝塚	古墳（後）・奈良・平安	船橋市
21	境海道東貝塚	奈良・平安	船橋市
22	山野古墳	古墳	船橋市
23	西ヶ崎遺跡	古墳（後）・奈良・平安・中世	船橋市
24	荒屋敷貝塚	奈良・平安	船橋市
25	荒屋敷南貝塚	奈良・平安	船橋市
26	小栗原城跡	中世	船橋市
27	上戸貝塚	奈良・平安	船橋市
28	西之広遺跡	縄文（中）	船橋市
29	海神台西遺跡	旧石器・縄文・古墳（後）～平安・中近世	船橋市
30	本郷台遺跡	古墳・奈良・平安・中近世	船橋市
31	印内遺跡	奈良・平安	船橋市
32	古作中台遺跡	旧石器・奈良・平安・近世・近代	船橋市
33	北本町二丁目遺跡	旧石器・縄文（中）	船橋市
34	向遺跡	旧石器・縄文（前）・奈良・平安	船橋市
35	海神五丁目所在塚	中近世	船橋市
36	古作堀込遺跡	奈良・平安	船橋市
37	北台次遺跡	縄文（早）・古墳（後）	船橋市
38	辺田台遺跡	縄文（前）・古墳（前・中・後）	船橋市
39	北台次南遺跡	古墳（後）	船橋市
40	天沼遺跡	古墳・奈良・平安	船橋市
41	竹之越遺跡	古墳	船橋市
42	勢増山遺跡	弥生	江戸川区

出典：「市川市の文化財」（市川市ホームページ、平成 31 年 4 月 15 日現在）

「船橋の遺跡マップ（第 5 版）」（船橋市ホームページ、令和元年 6 月 19 日現在）

「遺跡地図情報」（東京都ホームページ、平成 27 年 3 月 31 日現在）

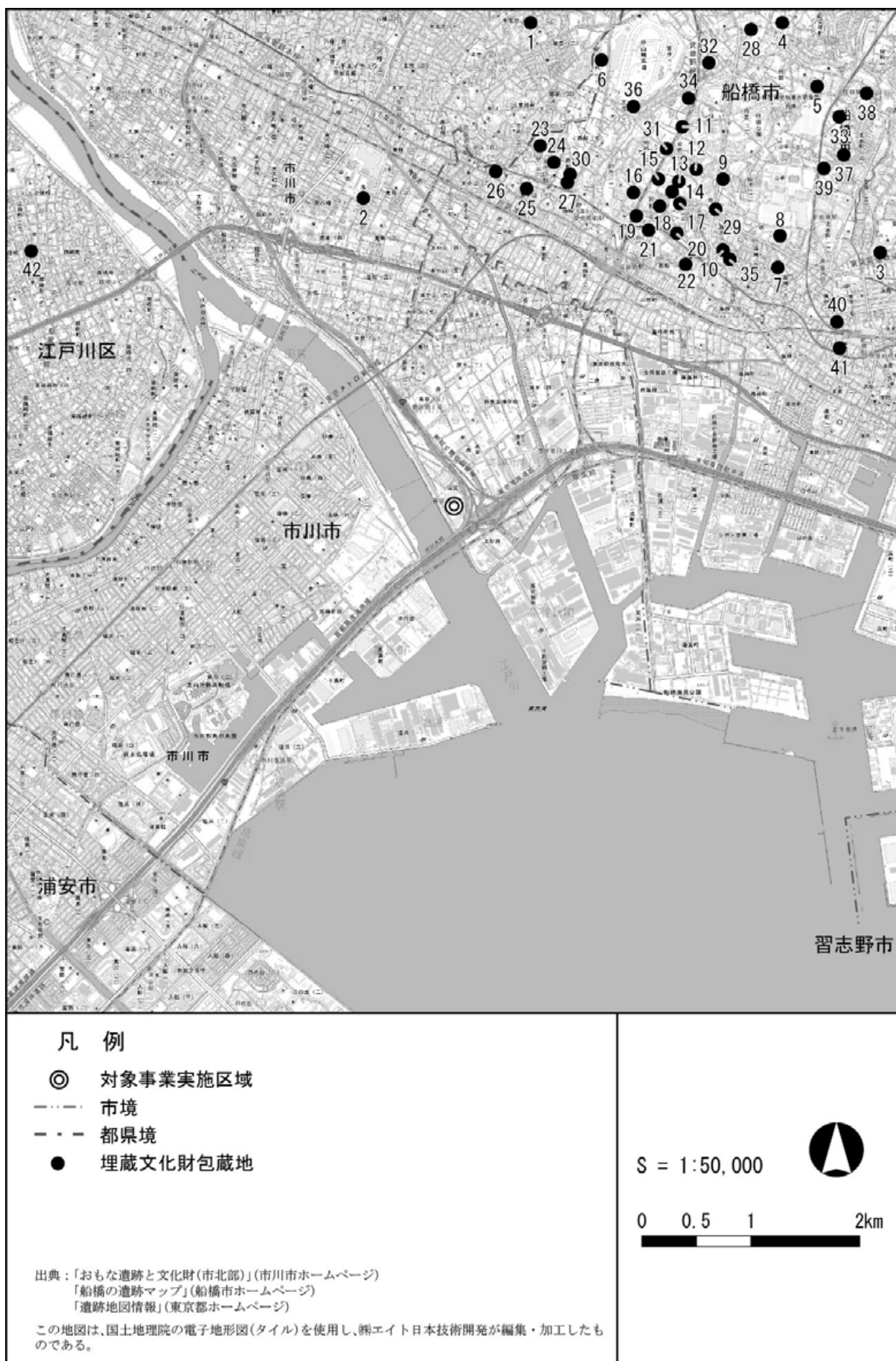


図 3-2.10 埋蔵文化財包蔵地位置図